

京都府立大学精華キャンパス長 様

(住所)
(氏名又は名称) 印
法人にあつては
代 表 者 氏 名 印

京都府立大学産学公連携研究拠点施設入居申請書

京都府立大学産学公連携研究拠点施設管理運営要領に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 入居目的	
2 研究・実験・事業等の計画の概要	
3 入居希望期間	年 月 日 から 年 月 日まで (か月間)
4 入居希望物件	① 植物系実験研究棟 ____室 研究室 ____ (____ m ²) ② 動物系実験研究棟 ____棟 ____室 研究室 (____ m ²) 実験室 (____ m ²)
5 本学教員との共同研究の有無 (予定も含む)	有 (予定) ・ 無 1) 担当教員名 2) 題目 3) 目的 4) 内容 5) 研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日 6) 研究経費 円
6 その他事項	貸付設備の利用希望 (有 ・ 無) () 栽培ガラス温室 (409m ²) 養液栽培用 () 栽培ガラス温室 (292m ²) 土耕栽培用 () 養液栽培装置 (1 台) () 養液栽培装置 (2 台) () 育苗装置 (1 台)

(事業計画)

項 目	内 容
1 入居申請者の概要	
(1)概 要 ※個人の場合は、 ①住所 ②名称又は氏名 ③業種 ⑨入居責任者 欄を記載して下さい。	①住所 〒 ②名称 又は 氏名 ③業種 ④資本金 千円 ⑤年商 千円 ⑥設立 年 月 ⑦従業員数 人 ⑧中小企業者該当（ 有 ・ 無 ） ⑨入居責任者 ・役職 ・氏名 ・生年月日 ・連絡先 TEL FAX Email
(2)沿革・事業 概要等 ※個人の場合は 申込者の職歴を 記載して下さい。	（会社概要等の添付でも可）

2 事業計画（出来るだけ詳細に記載して下さい）

(1)施設内で行う
研究・実験・
事業等の内
容

(2) 基本となる技術の内容と特色

- ・独創的な点
- ・競合企業との比較
- ・強み等

(3) 事業目標

①直近3カ年の
目標及び事業計
画

②将来展望(事業計画等)

①

②

(4) 大学や企業等
との連携

①これまでの実績(共同研究等)

②将来展望等

①

②

3 既入居期間における事業の実績・成果（※既入居者のみ必須）	
(1) 当初の入居目的・事業計画等	
(2) 事業の実績・達成度・成果等	
(3) 本学との連携による成果等	
4 その他	
当施設へのご意見・要望等	

- ※・入居期間は、3年を上限とします。なお、3年を超えて入居を希望される場合は、当該物件に係る新たな公募に対して入居申請を行っていただき、改めて入居の可否を決定します。
- ・様式の記載欄は、適宜拡充してご記入ください。
 - ・植物系実験研究棟への入居には、共同利用機器（別表「付属設備一覧」）の利用料金も含まれます。
 - ・植物系実験研究棟への入居者が利用できる貸付設備（有料）として、栽培ガラス温室5棟（409㎡～292㎡）、養液栽培装置4台、育苗装置1台があります。使用に際しては、別途、「使用承認申請」による手続きが必要です。

(注) 第4条に定める「個人又は中小事業者」とは以下のものを指す。

以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建築業、運輸業、その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
企業組合、協業組合	—	—
商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	—	—
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	構成員の2／3以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者	
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	構成員の2／3以上が5千万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者	

注1) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

注2) 以下の項目に該当する中小企業者を除く

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)の所有に属している法人(以下、見なし大企業という)
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の見なし大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業(見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業(見なし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く)の役員又は職員が兼ねている法人